



茨城県報

第 1 4 4 7 号

平成15年 3 月10日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

指定居宅サービス事業者の指定 (4 件) (高齢福祉課)	1
茨城県遊漁船業者登録簿閲覧規程 (漁政課)	2
平成15年度那珂湊漁港水門の通常時における開門時間 (水産振興課)	4
道路の区域の決定 (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (道路維持課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	5
事業計画の変更の認可 (10件) (公園街路課)	5
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定取消し (出納第一課)	10
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (出納第一課)	10

公 告

落札者等の公示 (情報政策課)	10
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	11
開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課)	11
道路の位置の指定 (2 件) (建築指導課)	12
所在不明の貸金業者の公告 (総合事務所)	12
軽油引取税に係る免税証の無効 (2 件) (県税事務所)	13

訓 令

茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令 (用地課)	13
---	----

告 示

茨城県告示第307号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 北関東総合サービス	在宅介護サービス まごの手	水戸市酒門町4266番地22	訪問介護	平成15年 3月1日

茨城県告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 めだかの学校	通所介護 めだかの学校	水戸市島田町3403番地 1	通所介護	平成15年 3月1日

茨城県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人 永慈会	ひたちの森ホームヘルプサービス	日立市小木津町1020番地	訪問介護	平成15年 3月1日

茨城県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人社団 青洲会	グループホーム 寄居	土浦市神立町字前原443番地 5	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 3月1日

茨城県告示第311号

茨城県遊漁船業者登録簿閲覧規程を次のように定める。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県遊漁船業者登録簿閲覧規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、茨城県遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第 2 条 登録簿の閲覧は、茨城県農林水産部漁政課及び茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所において行う。

(閲覧に供する登録簿)

第 3 条 各閲覧場所において閲覧に供する登録簿は、別表のとおりとする。

(閲覧の時間等)

第 4 条 登録簿の閲覧の時間は、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、閲覧の時間を変更し、又は閲覧を行わない日を設けることができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を閲覧の場所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第 5 条 登録簿の閲覧をしようとする者は、遊漁船業者登録簿閲覧申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(閲覧人の禁止行為)

第 6 条 登録簿の閲覧をする者（以下「閲覧人」という。）は、係員の指示に従い指定された場所で登録名簿を閲覧するものとし、登録名簿を外部に持ち出し、又は汚損し、若しくは加筆する等の行為をしてはならない。

(閲覧後の返納)

第 7 条 閲覧人は、閲覧を終えたときは、当該登録簿を係員に返納し、係員の査収を受けなければならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第 8 条 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することができる。

付 則

この告示は、平成15年 4月 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

閲覧の場所	閲覧に供する登録簿
茨城県農林水産部漁政課	茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所において閲覧に供する登録簿以外の登録簿
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦（外浪逆浦と霞ヶ浦及び北浦とを連絡する水路を含む。）を主たる漁場として遊漁船業を営む者に係る登録簿

別記様式

遊漁船業者登録簿閲覧申請書

閲覧年月日	
氏 名	
住 所	
閲覧の目的	

茨城県知事 殿

茨城県告示第312号

那珂湊漁港水門管理規程（平成3年茨城県告示第623号）第6条第1号の規定に基づき、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの通常時における水門の開門時間を次のように定める。

平成15年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

月 日		通 行 可 能 時 間	
		午 前	午 後
平成15年4月1日～4月30日		8:30～10:30	13:00～16:00
平成15年5月1日	(平 日)	9:00～11:00	13:00～16:00
～10月31日	(日 曜, 休 日)	8:00～10:00	14:00～17:00
平成15年11月1日	(平 日)	9:00～11:00	13:00～16:00
～11月30日	(日 曜, 休 日)	8:00～10:00	13:00～16:00
平成15年12月1日～12月28日		8:30～10:30	13:00～16:00
平成16年1月4日～3月31日		8:30～10:30	13:00～16:00

(注) 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日のことをいう。

付 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

茨城県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成15年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
358	県 道	日立東海線	日立市留町字東田向653番1から 那珂郡東海村大字舟石川字 石橋向813番12まで	メートル 最大 33.4 最小 12.1	メートル 3,371

茨城県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立東海線
- 2 供用開始の区間 日立市留町字東田向653番1から
那珂郡東海村大字石神内宿字寺堀981番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年3月19日

茨城県告示第315号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成15年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
組 合 の 名 称 向原土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 千代田町大字上土田461番地
事 業 施 行 期 間 自 平成4年11月24日
至 平成19年3月31日
施 行 地 区 千代田町大字下稲吉字向原、字大工畑、字馬坂谷の各一部
設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年11月24日
- 2 変更認可の年月日 平成15年3月10日

茨城県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成15年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成4年茨城県告示第1191号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・5・19号 西原町田野線
- 3 事業施行期間
平成4年10月1日から
平成16年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分

変更なし

茨城県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1204号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
 - 3 事業施行期間
平成元年10月30日から
平成16年 3 月31日まで
 - 4 事業地
収用の部分
変更なし
-

茨城県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 8 年茨城県告示第1408号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・30号 赤塚駅水府橋線
 - 3 事業施行期間
平成 8 年12月12日から
平成17年 3 月31日まで
 - 4 事業地
収用の部分
変更なし
-

茨城県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条

第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和56年茨城県告示第188号
土浦・阿見都市計画道路事業
3・4・18号 大和・上高津線
- 3 事業施行期間
平成56年 2月16日から
平成17年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和56年茨城県告示第346号
土浦・阿見都市計画道路事業
3・3・12号 川口・田中線
及び3・4・14号 中央・立田線
- 3 事業施行期間
平成56年 3月12日から
平成17年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 8 年茨城県告示第1334号
土浦・阿見都市計画道路事業
3・3・49号 荒川沖・寺子線
- 3 事業施行期間
平成 8 年11月28日から
平成16年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

~~~~~

茨城県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
ひたちなか市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成 3 年茨城県告示第868号  
水戸・勝田都市計画道路事業  
3・4・38号 佐和停車場稲田線
- 3 事業施行期間  
平成 3 年 7 月29日から  
平成17年 3 月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし

~~~~~

茨城県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
ひたちなか市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1148号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・33号 東中根高場線

3 事業施行期間

平成元年10月16日から

平成18年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

内原町

2 都市計画事業の種類及び名称

平成7年茨城県告示第862号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・4・124号 筑地五平線

3 事業施行期間

平成7年7月20日から

平成20年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

阿見町

2 都市計画事業の種類及び名称

平成8年茨城県告示第1335号

土浦・阿見都市計画道路事業

3・3・49号 荒川沖・寺子線

3 事業施行期間

平成8年11月28日から

平成16年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第326号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成15年 3月 9日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

行方郡麻生町麻生1076 - 5

出 沼 三 郎

茨城県告示第327号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成15年 3月10日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

行方郡麻生町麻生1076 - 5

株式会社 出沼三郎商店

代表取締役 出 沼 一

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札者又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札者又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

いばらきブロードバンドネットワーク運用管理業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番6

平成15年 1月30日 NTT東日本・NTT - ATCコンソーシアム (代表構成員 東日本電信電話株式会社) 東京都
新宿区西新宿三丁目19番 2号 54,442,500円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令第10条第 1項第 2号

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7号) 第25条第 4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証  
申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5項において準用する同法第10条第 2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成15年 4月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課  
県民運動推進室 (水戸市三の丸 1丁目 5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成15年 2月27日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 IMC

3 代表者の氏名

千ヶ崎 勝 巳

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市並木 3丁目18番 3号

5 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国及びその国民に対し、保健医療を含め必要な物資等の援助を行うとともに、日本国内に  
おいて、主に青少年を対象とし、外国文化の紹介や芸術・スポーツの講習会等を開催することによって、相互の理  
解を深め、また、福祉関連と環境関連の支援に取り組み、もって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する  
ことを目的とする。

~~~~~  
開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの
で、同法第36条第 3項の規定により公告する。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鉾田町畑田字川崎281番 2, 同字289番 1, 同字283番, 同字286番, 同字284番, 同字287番, 同字285番, 同字288
番 1, 鉾田町大字畑田字川崎288番 4, 同字289番 5, 同字289番 6, 同字289番 8, 同字290番 3, 同字289番 4, 同
字291番 4, 同字291番 5, 同字291番 8, 鉾田町畑田字オマイ町200番, 同字201番, 鉾田町畑田字長町204番, 同字
205番

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町 2丁目19番 4号

株式会社 しまむら

代表取締役 藤 原 秀次郎
~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字知手字清六内707番

## 2 事業主の住所及び氏名

千葉県香取郡小見川町木内虫幡上小堀入会地大平 1 番地132

小 林 勇

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字新山1363番 9 , 同番11

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字若栗1184

湯 原 悦 子

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号            | 指定年月日       | 申 請 者 |                        | 道 路 の 位 置                              | 道路の幅員及び延長    |               |
|-----------------|-------------|-------|------------------------|----------------------------------------|--------------|---------------|
|                 |             | 氏 名   | 住 所                    |                                        | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 53 号 | 平成15年 2月19日 | 佐々木孝男 | 鹿島郡神栖町大字深<br>芝2909番地14 | 鹿嶋市大字中字上町<br>3240番 4 , 同番 6 , 同<br>番 7 | メートル<br>6.20 | メートル<br>72.20 |

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                      |                                  | 道 路 の 位 置               | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|----------------------------|----------------------------------|-------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                        | 住 所                              |                         | 幅 員          | 延 長           |
| 西総建指令<br>第 108 号 | 平成15年 2月27日 | クリエイト<br>企画<br>代表<br>遠藤源一郎 | 古河市長谷町33番22<br>号 エミネス長谷<br>101号室 | 猿島郡総和町大字大堤<br>字田向105番 3 | メートル<br>6.00 | メートル<br>42.45 |

## 所在不明の貸金業者の公告

下記の貸金業者について、その営業所の所在地及び貸金業者の所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても、当該貸金業者からその所在地および所在の申出がないときは、貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年 3月10日

茨城県南地方総合事務所長 山 岡 清 司

1 商 号 大黒天

2 氏 名 井 上 正 (現：五十嵐 正)

- 3 住 所 石岡市東光台 5 丁目 6 番 6 号サンハイツ103号
- 4 主たる営業所等の所在地
- 本 店 土浦市中高津 1 丁目15番53号若松ビル 1 - 2
- 田中代理店 土浦市田中 3 丁目 8 番 3 号平和ビル 1 - B
- 鹿の子営業所 石岡市鹿の子 2 丁目 3 番18号
- 牛久南営業所 牛久市南 4 丁目37番14号
- 5 登録番号 (南 - 1) 第40184号
- 6 登録年月日 平成13年 4 月26日

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成14年10月 5 日以降無効とする。

平成15年 3 月10日

茨城県常陸太田県税事務所長 小 牧 康 彦

| 用途  | 種類      | 記号及び番号  | 枚数  | 有効期間                             | 販売業者の所在地及び氏名                              |
|-----|---------|---------|-----|----------------------------------|-------------------------------------------|
| 船 舶 | 100リットル | G226610 | 1 枚 | 平成14年 7 月24日<br>～<br>平成14年12月31日 | 日立市久慈町 1 - 1 - 3<br>茨城県漁業協同組合連合会<br>久慈油槽所 |

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成15年 2 月 3 日以降無効とする。

平成15年 3 月10日

茨城県水戸県税事務所長 下 河 辺 幸 夫

| 用途  | 種類         | 記号及び番号  | 枚数  | 有効期間                              | 販売業者の所在地及び氏名                           |
|-----|------------|---------|-----|-----------------------------------|----------------------------------------|
| 鉦 業 | 1,000リットル  | J147431 | 1 枚 | 平成14年10月 1 日<br>～<br>平成15年 3 月31日 | 東京都中央区日本橋茅場町<br>1 - 1 - 3<br>ナラサキ産業(株) |
|     | 5,000リットル  | K105790 | 1 枚 |                                   |                                        |
|     | 10,000リットル | L113260 | 1 枚 |                                   |                                        |

## 訓 令

### 茨城県訓令第 3 号

茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 3 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準 (昭和39年茨城県訓令第 3 号) の一部を次のように改正する

第 8 条第 2 項中「移転すべき」を削る。

第25条の2第1項中「当該土地の」を「土地の」に改め、「、かつ」を削り、「該当する」を「該当し、かつ、やむを得ないものである」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 土地の使用が3年以上にわたるとき。

第32条の見出し中「の使用」を削り、同条第1項中「又は土地等」を「若しくは土地等」に、「通常仮住居の使用に」を「仮住居を新たに確保し、かつ、使用するのに通常」に改める。

第54条の2第1項中「おいては」を「おいて」に改め、同条第2項第1号中「当該残地に建物が存する場合であつて、かつ、前2条」を「前2条」に改める。

第63条中「土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）」を「土地収用法第88条の2の細目等を定める政令（平成14年政令第248号）」に改める。

#### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)